
北海道 厚真町議会 産業建設常任委員会
行政視察

-資料-

鳥取県 八頭町
令和4年10月28日

地域再生制度について

鳥取県 八頭町

平成26年の「まち・ひと・仕事創生法」の制定以降、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、本町でも地方版総合戦略を策定し、地方創生の取り組みを行っています。

地域再生制度は、地域が有する様々な資源を生かしながら「地域経済の活性化」、「雇用機会の創出」、「その他地域の活力」を再生するために、地域における地理的・自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を生かして、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みを支援する制度です。

自らの地域の取り組みに必要な支援措置を記載した「地域再生計画」の認定（内閣府）を受け、国の支援措置を活用しながら地域再生事業を実施するもの。

積極的な制度の活用を行っています。

これまでに認定された地域再生計画（一部抜粋）

○とっとり移住・就職マッチング・起業支援プロジェクト

策定主体：鳥取県、県内全市町村

○人と自然が共存する森づくり計画（※計画期間終了）

策定主体：鳥取県、八頭町

○八頭町「大江ノ郷農業テーマパーク」創設計画（※計画期間終了）

策定主体：八頭町

○列車増発による利便性の向上を生かした若桜鉄道新たな需要創出事業

策定主体：若桜町、八頭町

○麒麟のまち圏域の魅力アップによる持続可能な圏域活性化事業

策定主体：鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町、新温泉町、香美町

○イノベーター創造地域創出事業（※計画期間終了）

策定主体：八頭町

○八頭町まるごとスポーツパーク構想推進事業（※計画期間終了）

策定主体：八頭町

国の財政支援（例）

・地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金 など

内閣府総合サイト「地方創生」 > 地域再生

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/index.html>

地域再生計画を活用した新たな取組

～農村地域・中山間地域等における好事例の紹介～

地域再生計画を活用した新たな取組の背景とイメージ・・・ P. 4

【事例】

①小さな拠点の形成の推進・・・ P. 5

②農工団地の遊休工場用地の活用・・・ P. 6

③6次産業化に資する施設整備に係る農地転用・・・ P. 7

平成27年12月1日

内閣府 地方創生推進室

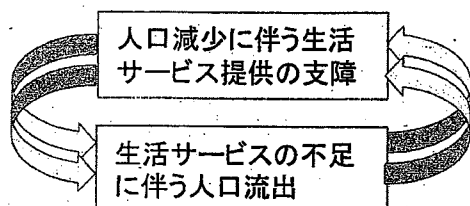
地域再生計画を活用した新たな取組の背景とイメージ

① 小さな拠点の形成

交付金の活用等が可能

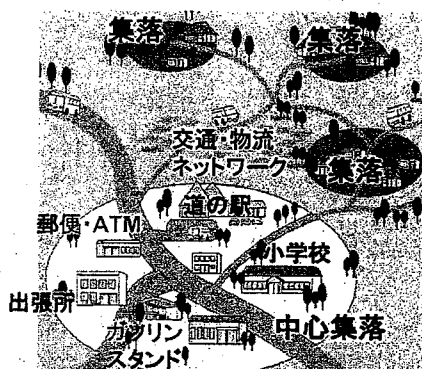
【背景】

2050年には約2割の地域で無居住化、
6割以上の地域で人口が半以下に。
既に人口減少が進む中山間地域等の集落では、
暮らしに必要な生活サービスの提供に支障。



拠点地域にサービス機能を集約し、
周辺集落と拠点をネットワークで結ぶことで、
効果的・効率的に生活環境を維持する
「小さな拠点」の形成が必要。

地域再生計画を策定すれば、
小さな拠点の形成に係る取組や
施設整備に対し交付金の活用等が可能。



小さな拠点(コンパクトビレッジ)形成のイメージ

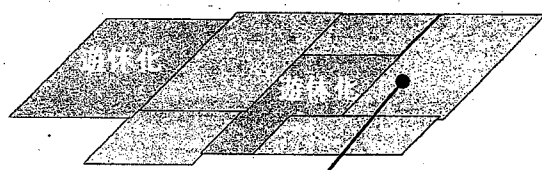
② 農工団地(※)の遊休工場用地の活用

多様な業種の導入が可能

※農工法に基づき農村地域に整備された工業団地を指す。

【背景】

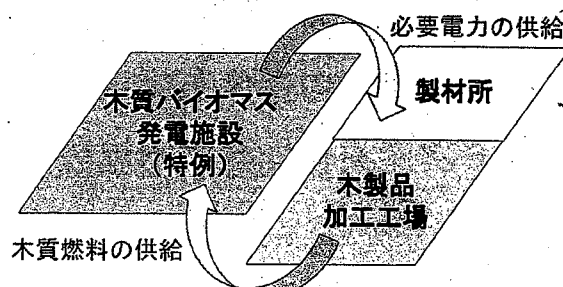
全国に1,400ha余(東京ドーム約300個分)
の遊休工業用地が存在。
農工団地の工場用地については
法定の5業種以外は導入不可能。



【法定5業種】

- ①製造業、②道路貨物運送業、③倉庫業、
④こん包業、⑤卸売業

地域再生計画を策定すれば、
遊休工場用地に多様な業種を導入でき、
農村地域の雇用拡大につながる。



遊休工場用地の活用イメージ

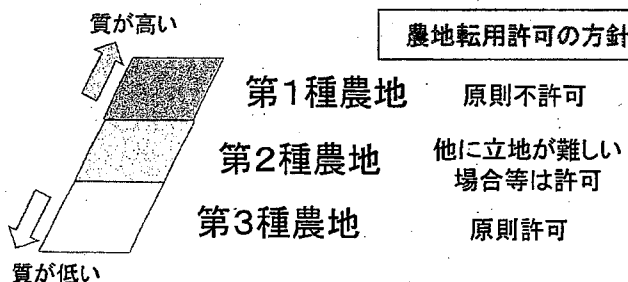
③ 6次産業化(※)に係る農地転用

農地転用の規定が緩和

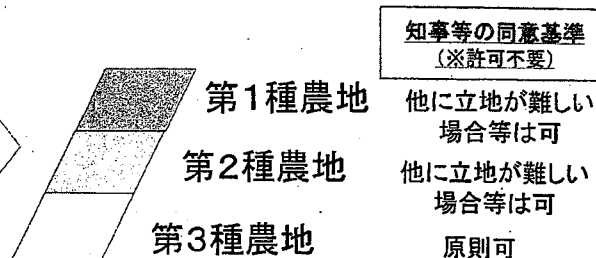
※農業等と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を指す。

【背景】

農地は営農状況や市街化状況により
種類が区分されており、
質の高い農地の転用には制限。



地域再生計画を策定すれば、
農地転用の規定が緩和され、
6次産業化に資する
施設整備の可能性が広がる。



農地転用許可の特例活用イメージ

① 小さな拠点の形成の推進

中山間地域等において、生活サービスの集約と周辺集落との交通ネットワークの確保を図る「小さな拠点」の取組について、交付金等により支援。

① 茨城県美浦村の計画

みほむら



<人口>
約16,000人

【目標…人口・生活利便性の維持】

- 社会動態
△201人 (H25) ⇒ △300人 (H31)
※現状ではH31の数値は△360人
- 買い物地元吸収率
20.6% (H25) ⇒ 21.4% (H31)

Before 現時点の地域の課題

- 村内に商業拠点がなく、村民の多くが土浦市やつくば市の大規模商業施設を利用。
- 人口動態については、龍ヶ崎市や牛久市など利便の高い近隣の地域への流出傾向が見られ、村民への意識調査においても、買い物や生活環境の不便が課題とされている。

After 計画に基づく事業成果

—地域交流拠点の整備とアクセスの確保—

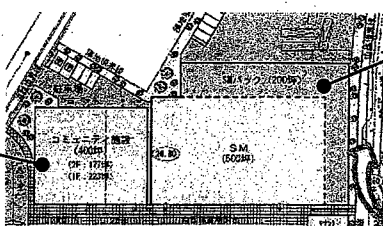
- 多様な資本・事業により整備する買い物・生活利便施設を1か所に集約し、相乗効果を期待。

① 地域交流拠点の整備

(事業費約4億円、うち1億円について国の補助金等の充当を想定)

- ・子育て支援機能 (厚労省事業)
- ・農産物直売機能 (農水省事業)
- ・高齢者交流機能・その他共用部分 (地域再生戦略交付金事業)

※平成27年度は地域交流拠点の(一部)設計・運営計画の策定費用として約680万円(国費)を支援予定



② 民間小売施設の誘致・整備

(民間資本)
(事業費約7億円を想定、現在基本合意締結済)

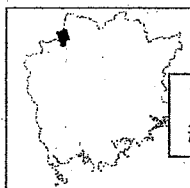
③ デマンドタクシーの運行拡充

(村単独事業)

※各施設は平成29年4月供給開始を想定

② 岡山県新庄村の計画

しんじょうそん



<人口>
約950人

【目標…人口の維持、新規就業者増加】

- 新規就業者数
22人 (H27—H31)
- 人口の社会増減
△2人 (H26) ⇒ +2人 (H31)

Before 現時点の地域の課題

- 村内に高校や生鮮食品の販売所がなく、域内の雇用の形態も限定的であり、通学・通勤や買い物等、生活機能の多くを、バス(1日6便)で40分かかる真庭市に依存。
- 中心部に出雲街道の宿場町の歴史的町並みが残るが、人口減少に伴い空き家化が進行。

After 計画に基づく事業成果

—空家等を活用した村内の機能集約—

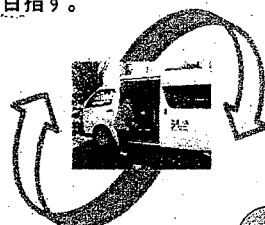
- 街道沿いの古商家を改修した共働施設や、村役場や既存の複合施設の近くに高齢者向け生活支援施設を整備するなど、村内の機能集約を推進する。

※ 平成29年度～平成30年度の事業完了を目指す。

① テレワークのための共働施設整備

(地方創生先行型交付金事業)

※H27年度に1か所、29年度に1か所供給予定



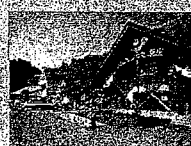
③ 村内循環ワゴン車両整備

(村単独事業)
※H28年度に1台、H30年度に1台供給予定

② 高齢者向け生活支援施設整備

(地域再生戦略交付金事業)

※平成27年度は調査・設計費用として約250万円(国費)を支援予定
※H29年度供給予定



④ 道の駅「ヌルヘン」の里新庄における生鮮食品の販売機能の追加

(村単独事業)
※H28年度に調査開始

② 農工団地の遊休工場用地の活用

農工法に基づき農村地域に整備されたものの、5年以上遊休化している農工団地の工場用地において、多様な業種を導入できる特例を適用。

遊休化している工場用地の現状

○農工法に基づき計画された工場用地は、全国43道府県733市町村に約2万4千ha存在。

○うち、遊休化している工場用地は約1,400haで、その割合は概ね6%。
(上位5道府県)

①山形県：299ha ②北海道：154ha ③新潟県：142ha ④秋田県：97ha ⑤岩手県：73ha

○農工団地に導入できる業種は、法律で5つの業種（製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）に限定されているが、この他、農村地域に立地需要がある業種については、「情報通信業」「電気・ガス・水道・熱供給業」「学術研究、専門・技術サービス業」等も想定される。

地域再生計画を策定することにより、追加の業種も新たに立地が可能となる。

【通常】

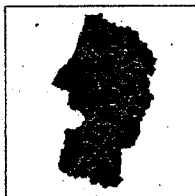
①製造業、②道路貨物運送業、③倉庫業、
④こん包業、⑤卸売業



【特例による追加】

○情報通信業（情報処理サービス業等）
○電気・ガス・水道・熱供給業
○学術研究、専門・技術サービス業 等

○山形県の計画



【目標…人口の維持、新規就業者増加】

○新規就業者数
992人（H27-H31）
○県外からの転入者数
50人（H27-H31）

Before

現時点の地域の課題

- 山形県の工場用地面積1,600ha、うち遊休工場用地の面積も299haで、いずれも全国最大。
また、工場用地面積が500ha以上ある県（20県）の中で、遊休工場用地の割合は18%と最大。
- 県内の新規工場立地件数は回復傾向（9件（H24）⇒23件（H26））にあるが、リーマンショック以前の水準（30～40件）には未達。
- 県内において、第1次産業に関する雇用者数は、10年で22%減少。
第2次産業に関する雇用者数は、10年で27%減少。



After

計画に基づく事業成果

—遊休工業団地での雇用創出—

○遊休化していた工場用地の再活用により、5年間で842名の雇用の創出を図る。

・県内15の農工団地において、①電気・ガス・水道業、②植物工場、③情報通信業などの業種を新たに導入可能とする。

・酒田港に隣接した酒田臨海工業団地では、輸入木質ペレットを活用したバイオマス発電施設を行う具体的な事業者の誘致が見込まれている。

⇒地域再生計画を策定することで、本来導入できないバイオマス発電施設の導入を可能とした。



酒田臨海工業団地

※このほか、「企業の地方拠点強化に係る課税の特例」を活用し、オフィス業務や研究業務についても、県内で150名の雇用を創出。上記工場での雇用と併せて992名の雇用創出を目指す。

③ 6次産業化に資する施設整備に係る農地転用

農林水産物の生産・加工・販売等（6次産業化）のための施設を整備する場合、農地転用に関する特例を適用

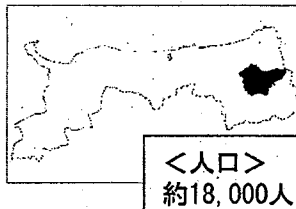
6次産業化に資する施設整備に係る農地転用許可の特例の内容

- ・農地以外の用途に転用が原則許可されない農地（第1種農地など）であっても特例的に転用が可能。
- ・通常、転用に都道府県知事の許可が必要な農地（第2種農地など）についても、個別の施設整備計画に対する同意を受ければ、許可を受けたものとみなして農地転用が可能となるため、事業手続きが簡素化。

【対象となる主な施設】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○ 育苗施設、きのこ生産施設 | ○ 農産物集出荷施設、貯木場、 |
| 水産動植物の養殖用施設 | 水産物保蔵施設 |
| ○ 農畜産物処理加工施設、 | ○ たい肥舎、農機具格納庫、 |
| 木材処理加工施設、 | 漁業用作業保管施設 |
| 水産物処理加工施設 | ○ 糞がら処理施設 |
| ○ 直売所 | ○ バイオマス発電施設 |
| ○ 農林漁業体験施設、農林漁家レストラン | ○ 木質バイオマス燃料製造施設 |
| | ○ バイオマス熱供給施設 等 |

やずちょう ○鳥取県八頭町の計画



【目標…農業・観光業の振興】

- 新規就農者数：
10人（H26）→15人（H31）
- 観光入込客数
32.3万人（H26）→47万人（H31）

Before 現時点の地域の課題

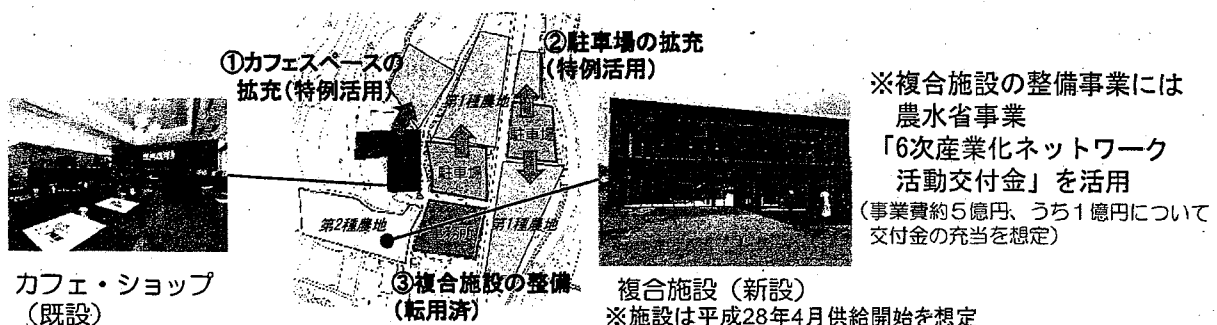
- 町内の耕作放棄地は直近2年間（H24→H26）で27%増と急増しており、農業振興・維持が課題。
- 町内有数の成長企業である事業者（従業員数…H23：53人→H26：84人）の取組を支援していくことは、町の農業・観光業の推進の観点から重要。

After 計画に基づく事業成果

—民間の農業振興施設の整備支援—

- 農産物加工施設、販売所、農家レストランなどが入った複合施設の新設と既存のカフェの拡張等を一体的に整備。

- ・通常、農地以外とすることができない第1種農地を含めて一体的に整備することにより、農産加工品の販売促進、来客増加を図る。



旧大江小学校活用の取り組みについて

八頭町では、児童・生徒の減少に伴い、学校適正配置の方針（案）をもとに住民説明会並びに保護者との意見交換会を行い、平成29年4月に8校のうち6校を2校に統合し4校となりました。（中学校統合は平成27年4月）これに伴い、大江小学校は廃校となりました。（統合前児童16人、3クラス）

小学校区の対象集落は、大江、下野、橋本（3集落、219世帯、537人）

廃校の時点で活用策は未定でしたが、地元住民及び地元企業の要望により、農泊事業に活用する方向で進めることとなりました。

平成29年度

6月 大江地区（大江、下野、橋本）から町へ要望（利活用について）

7月 地元説明会（活用方法について）
農泊推進協議会発足 ※右図

平成30年度

5月 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）事業採択

地元説明会（施設の貸付について）

7月 議会議決（財産の貸付について）
地元意見交換（事業内容について）

8月 交付金交付決定、改修工事着手

11月 旧大江小学校利活用連絡会議設立準備会（区長、公民館長他）

2月 旧大江小学校利活用連絡会議（事業進捗説明、意見交換）

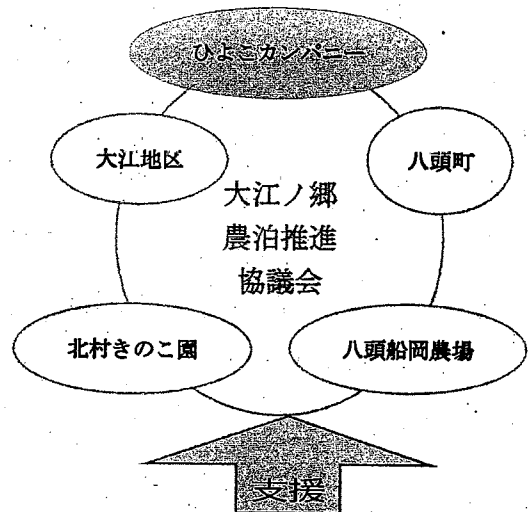
令和元年度

4月 地元説明会（事業の運営について）

6月 工事完成

7月 オオエバレーステイオープン

運営面では、地元の・大江ノ郷に関わり隊、・農業体験グループが協力。



活動主体及び各組織の役割分担

区分	組織名	主な活動内容
活動実施主体	鳥取県生活協同組合	環境保全活動、農林作業体験、地域特産物商品の販売、食農イベント
	八頭船岡農場	環境保全活動、循環型農業の取組、体験農場の設置、食農イベント
	北村きのこ園	環境保全活動、循環型農業の取組、食農イベント、地域特産物商品の販売等
	ひよこカンパニー	環境保全活動、循環型農業の取組、食農イベント、地域特産物商品の販売等
	鳥取県農業協同組合（船岡支所）	循環型農業の推進、地域特産物の生産振興、食農イベント、地域特産物商品の販売等
協力組織	鳥取県畜産農業協同組合	循環型農業の取組、牛放牧、ヤギ放牧、食農イベント
	八頭中央農林組合	農林作業体験場所の設置、農林作業体験の指導、里山の保全管理
	環境コンサルタント	循環型農業の推進、農林作業体験場所の取組、農林作業体験の指導
	日本きのこセンター	農林作業体験場所の設置、里山の保全管理
	NPO法人学生人材バンク	学生ボランティアの派遣、イベントの企画サポート
支援組織	公立鳥取環境大学	フィールドワーク活動、学生がボランティアとして参加
	鳥取県、八頭町	情報提供、活動の円滑な実施等に関する技術面での支援

<事業開始までの役割>

事業者：施設改修（校舎、グラウンド、体育館）、用地買収

町：貸与前の修繕、地元・議会への説明・調整、財産処分手続き

<当初計画>

鳥取県東部及び大江ノ郷自然牧場の入込を誘導し、オープンから3年後には22,000人の入込を目指すこととし、運営にあたっては地元住民を施設の清掃、体験インストラクター等に人材活用し、雇用の創出と経済効果をもたらす。

3 事務調査の主な内容

① 町営牧場の管理状況の調査

1. 公共牧野概要

(1) 指定管理地・指定管理者

名 称	所在地	面 積	指定管理者	指定管理期間
幌里牧場	幌里 359 番地ほか	22.8ha (利用面積 18ha)	有限会社厚真ファーム	H28 年度～R2 年度 R3 年度～R7 年度
宇隆牧場	宇隆 158 番地 3 ほか	79.9ha (利用面積 30ha)	GOOD GOOD 株式会社	R3 年度～R7 年度

(2) 指定管理者が行う業務

- ① 牧野の管理等に関する必要な業務
- ② 利用許可
- ③ 利用料の収受

(3) 職員体制

名 称	配置数	職 種
幌里牧場	5 名	牧場管理社員 1 名・牧場見回り 4 名
宇隆牧場	5 名	牧場管理社員 1 名・牧場見回り 4 名

(4) 災害事故

指定管理者が行う牧野の運営及び従事職員の責任等に起因する災害並びに事故については指定管理者が責任を負うものとし、速やかに町に報告するものとする。

これまでの指定管理期間で大きな災害事故は発生していない。

(5) 指定管理計画及び実績

(幌 里)

単位：頭

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
計 画	60	60	60	60	60
実 績	51	58	-	-	-

(宇 隆)

単位：頭

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
計 画	20	25	30	35	40
実 績	0	27 ※綿羊	-	-	-

(6) 今後の主たる実施予定

① 宇隆牧場

R5 年度 畜産担い手育成総合整備事業による草地整備

事業実施主体：公益財団法人北海道農業公社

実施予定面積：30ha

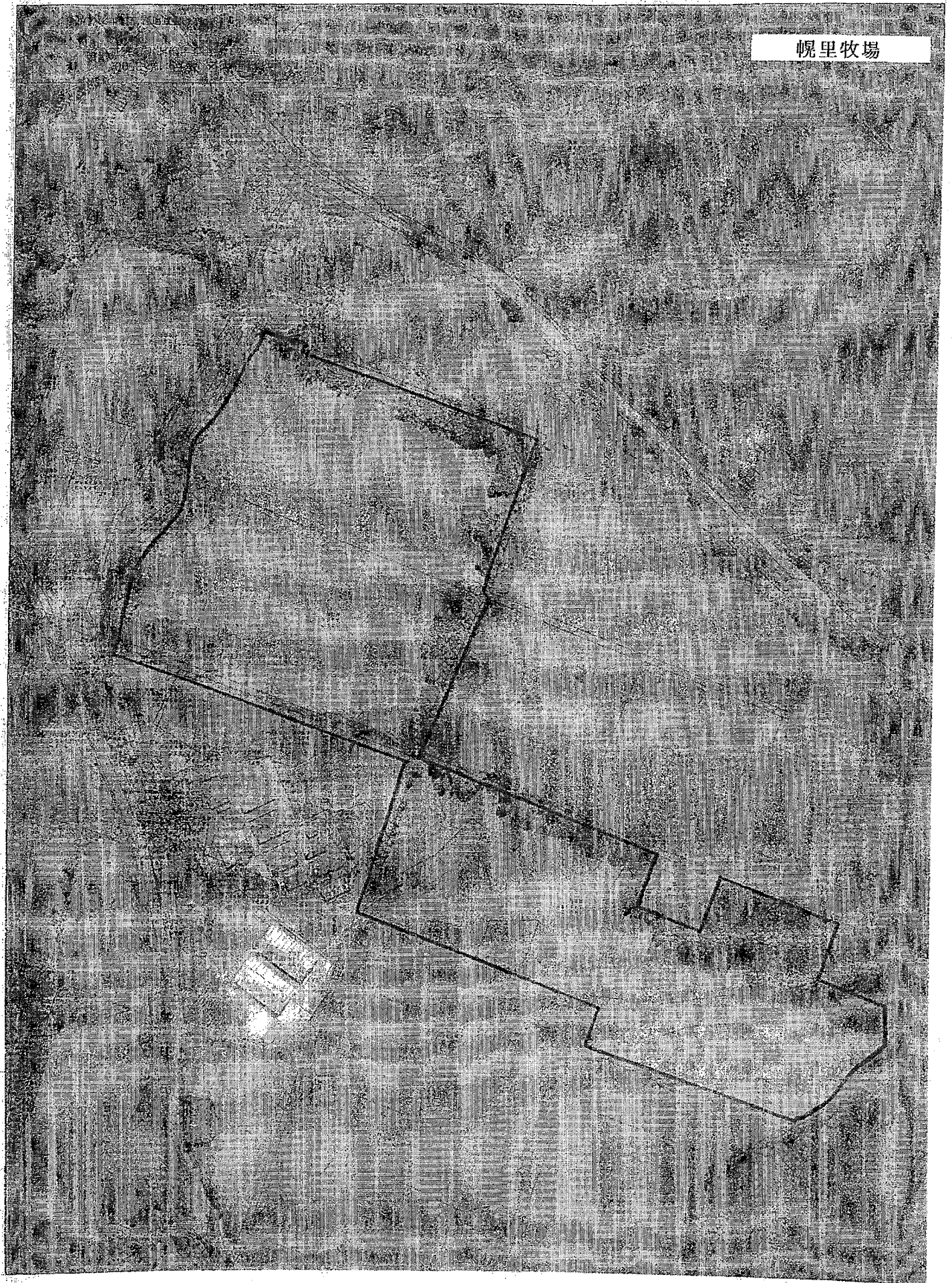
2. 宇隆公共牧場に設置した展望台の活用方法について

(1) 設置の経緯

- ① 厚真町では新町・宇隆・豊沢地区にまたがる厚真町環境保全林の高度利用を図るため、令和3年度に「豊沢地区森林エリア整備基本計画」を策定
- ② 基本計画では、古民家の移築や、散策路の整備・利用の推進等についても記載
- ③ 散策路整備については、環境保全林と隣接する宇隆公共牧場も含んだ上で計画することとし、公共牧場内で眺望が良い林地部分に展望台を設置し、散策等の利用推進を図ることとした(基本計画内 P10 参照)
- ④ 展望台については、その趣旨に賛同した日胆地区測量設計協会から整備等の費用の支援を受け、令和4年度中に整備を完了

(2) 活用方法

- ① 展望台の活用については散策路の一部として利用することを想定
- ② 展望台には自動車での到達が可能となるよう管理道を設置
- ③ 一般開放は令和5年度以降を計画。ただし、家畜への防疫の観点から開放日を限定することを想定(例:土日祝のみ開放等)
- ④ また家畜防疫上、一般利用者は展望台及び周辺の森林を利用することとし、牧場内へは立ち入らない





畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)実施予定地

24:厚真町

24-3 R5施工予定
(8.00ha)

24-1 R5施工予定
(2.60ha)

24-2 R5施工予定
(14.40ha)

展望台設置場所及び散策路等位置図

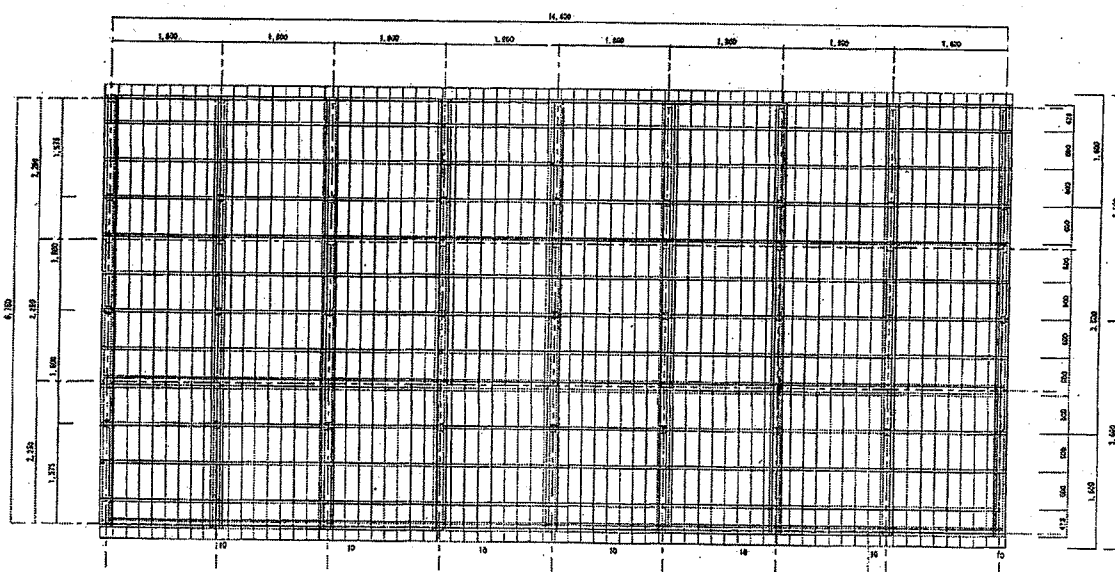
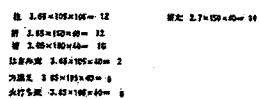
牧場利用者用入口

既設散策路

展望台設置場所

古民家移築場所

新設管理道



買込	1,900	24本	原価	3,360 ÷ 104 = 32	12本
次	2,360 × 105 = 247,800	12本	手当半額	2,350 × 200 ÷ 40	(40本)
販売止り	2,800 × 126 = 352,800	24本			
大引当	2,550 × 129 = 328,950	36本			
仕入内訳	3,600 × 105 = 378,000				

② 新型コロナウイルス及び原材料等の価格高騰に伴う、町内経済への影響調査

1 コロナ禍における「原油価格・物価高騰」について

新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況が続く中、ロシアによるウクライナ侵略などにより、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格は変動をともないつつ、高い水準で推移している。我が国では、多くの原材料や穀物等を輸入で賄っているため、輸入物価や企業物価が国際商品市況の変動を強く受けるうえ、最近の円安の進行による輸入価格の上昇が、エネルギーや食料品、生活必需品の価格高騰となり家計や企業活動に対して大きな影響を与えているところである。

厚真町内の産業等では主に以下のような影響が確認されている。

- ・農 業…飼料や肥料原料等の高騰が著しい。
 - ・漁 業…燃料費高騰が直接的に操業に影響している。
 - ・飲食業…食材価格の高騰が著しく、価格転嫁もできない状況にある。
 - ・運輸業…燃料費高騰が直接的に操業に影響している。
 - ・福祉業…燃料費高騰により、施設運営に影響している。
- その他、産業全般において燃料費高騰が大きく影響している。

2 原油価格・物価高騰等に対する国の主な動向（令和4年度）

(1) 令和4年4月 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設。

予算額:1兆円 町への予算配分額:28,173千円

(2) 令和4年9月 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者へのさらなる支援策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設。

予算額:6,000億円 町への配分額:21,838千円

3 町内における対応

上記の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、対策事業を展開（詳細は次頁に掲載）。コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金の物価の高騰を生活者と事業者の2軸において、きめ細やかな支援を実施。

(1) 生活者支援

- ・エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者・高齢者等世帯支援
- ・消費下支え等と通じた生活者支援 等

(2) 事業者支援

- ・農林水産業における物価高騰支援
- ・中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援 等

4 具体的な施策(令和4年度)

(1)実施済、実施中の事業

事業名	事業内容(支援内容)	実施時期	事業費規模	所管
高齢者等生活支援事業	コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響が特に大きいと考えられる低所得の高齢者及び障がい者世帯に対して、その影響緩和が図られるよう、臨時的な措置として生活支援金を支給する。	R4.8 ~ R4.12	6,000 千円	住民課福祉グループ
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割非課税世帯)に対し、緊急支援として給付金を支給する。 ※R4.10.1 に厚真町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割非課税世帯又は R4.1 以降に家計が急変し住民税均等割非課税と同様の事情にあると認められた世帯 1世帯あたり 50,000 円	R4.10 ~ R5.3	31,000 千円	住民課福祉グループ
感染症対応資金融資利子及び保証料補給事業	中小企業者に対し、融資及び貸付利子の一部及び保証料の全額補給 貸付限度額 1,000 万円、利子補給率 1.8%、保証料全額	R4.4 ~ R4.12	1,750 千円	産業経済課経済グループ
プレミアム商品券発行事業	プレミアム付き商品券を発行し、域内の経済循環により経済活動のテコ入れを図る。 プレミアム率 25% 販売総数 14,000 口(1 口 10,000 円)	R4.7 ~ R5.1	36,500 千円	産業経済課経済グループ
飲食店応援緊急経済対策商品券事業	あつまフードエール商品券 プレミアム率 50% 販売総数 1,000 口(1 口 5,000 円)	R4.7 ~ R5.1	2,870 千円	産業経済課経済グループ
事業継続支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、事業活動に影響を受けている事業者の固定経費等に要する支援を行い、経営への不安を解消する一助とする。 ①交付対象:飲食店、宿泊業等 ②交付金額:面積に応じ 30~60 万円	R4.5 ~ R5.3	11,850 千円	産業経済課経済グループ
飲食事業者等感染防止対策支援事業	町内に事務所又は店舗を有し、小売業、飲食業、宿泊業及び理美容業等対面でサービスを提供する事業者 ※令和3年度に本補助金(限度額)の交付を受けた事業者を除く。300 千円×10 事業者	R4.7 ~ R5.3	3,000 千円	産業経済課経済グループ

事業名	事業内容(支援内容)	実施時期	事業費規模	所管
第三者認証取得店舗支援事業	町内の飲食店が北海道の第三者認証制度を取得することで、感染拡大リスクの低減を図りPRする。 1店舗あたり50千円(28店舗)	R4.7 ~ R5.3	1,900千円	産業経済課経済グループ
離職者雇用・移住促進事業	新型コロナウイルス感染症拡大を契機に厚真町に移住する方に引っ越し費用相当額を給付 1件あたり下限200千円 上限500千円	R4.4 ~ R5.3	5,000千円	産業経済課経済グループ

(2) 今後検討が必要な項目

項目	内 容	所管
高齢者等の冬の生活支援	在宅の低所得高齢者等に対し、冬期間の生活に係る経費の一部を支援することにより、これらの人たちが地域で安心した生活を送ることができる経済的環境を整えることを目的として、冬期間における電気料・灯油代値上げ分相当額を助成し支援する。	住民課 福祉グループ
農業生産費価格高騰対策	肥料・資料等の農業生産資材の購入費に対して支援金を給付することにより、物価高騰により影響を受ける農業者への経済的支援を目的とする。国、北海道の補助事業に上乗せ支援するものであり、国、北海道の補助分は差し引いての補助となる。	産業経済課 農業グループ
漁船燃油高騰対策	コロナ禍等の影響による水産物の価格の下落、漁船の燃油高騰によって漁業者は自助努力の限界を超えて厳しい経営状況にあり、漁船の燃油購入費に対して一部を補助することにより、漁業者の経営維持安定を図る。	産業経済課 林業水産グループ
かに籠漁業経営改善	コロナ禍やししゃも漁の低迷等による漁業経営の悪化に対し、漁業単価の高いかに籠漁業について、老朽化の進む漁具(平成26年導入)を改良型漁具へと転換し、採算性の改善を図ることで、漁業所得の向上を目指す。	産業経済課 林業水産グループ
商工業者燃料価格高騰支援	原油価格や物価の高騰による影響は幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するため、町内商工業者に対し支援する。 ・支援対象:町内商工業者	産業経済課 経済グループ
貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援	燃油価格高騰の影響を強く受けている運送事業者に対し支援する。 ・支援対象:一般貨物・特定貨物・軽貨物自動車運送事業者	産業経済課 経済グループ
消費の下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き商品券(第2弾)を発行し、物価高による家計への影響を緩和すると共に域内の経済循環により経済活動のテコ入れを図る。 町独自のポイントを付与することで地域経済の回復、生活の下支え及びキャッシュレス化の促進を図る。	産業経済課 経済グループ

4 事務調査の主な質疑・意見

①町営牧場の管理状況の調整

- ・宇隆と幌里の指定管理者の説明で、令和4年度の実績が幌里 58、宇隆も綿羊だけが多くて放牧の中身について教えてほしい。
- ・敷地の和牛・馬についてはどうか。
- ・職員体制で、幌里と宇隆に5名ずつとあるが、牧場の管理に資格というのか、そういったものがあるのか。
- ・資格がなくても、管理1名牧場見回り4名というのは、手当・報酬のそういったものは違うのか。
- ・宇隆の牧場にいた羊を高丘に移動していたが、ある程度の期間で移動させるのか。
- ・羊がずっといなかったのに、ローカルベンチャーが順に来るといった時に、宇隆のほうで羊が入っているというので、どういうふうにならなくなったのか。
- ・宇隆にいた羊を高丘地区に移動したということで、全頭数を高丘に移動しているのか。令和5年度に、また牧場が再開したら、高丘地区から移動するのかどうか。
- ・宇隆牧場は、令和3年度から4年度にかけて放牧がなかったということで、全くそういう要請はなかったのか、町の今後の見通しはどうか。令和5年度にかけて、草地の更新で造成する計画になっているが、宇隆牧場をどのように活用していくのか。
- ・令和4年度中に宇隆の展望台は整備完了しているが、日胆地区の測量設計協会から整備等の費用の支援を受けているということで、どのくらい支援をうけたのか。
- ・宇隆牧場について、公社営で草地造成をするということで、いくらかかって持ち出しはどのくらいなのか。
- ・町の持ち出しも発生するというので、5年間仮委託料がゼロという考え方はどこから出ているのか。
- ・入牧料で相殺、採算し合わせるといった意味はどういうことなのか。
- ・指定管理者制度で最初の中身については、産業経済課の農業グループで把握できるようにしているのか。
- ・展望台の設置場所は農地なのか。コンセプトが森林事業の中で見晴らしのいい展望台を作ったという説明で、そこでなぜ規制をかけるのか。
- ・防疫上の管理をやりたいということで、土日しかないとか、何でそういう規制をするのか、管理できないからなのか。
- ・厚真町にチーズを作るのにご夫婦で入っている方がいるが、その方たちが羊の乳を搾ってある程度溜まったら、札幌市の工場に持って行って作るという意味なのか。
- ・夫婦で入られているということに関してはどうか。
- ・令和5年に草地改良するが、草地改良を理由に公共牧場の利用する羊・牛の計画

がないようで、入らないということにはならないのか。草地改良中になれば、放し飼いは難しいのかなと思うがどうか。

- ・8月以降は放牧できないとなると、放牧の時期というのは、いつからいつまでになるのか。

- ・8月以降は、また違うところに羊を連れていくということになるのか。

- ・宇隆牧場で面積が80ヘクタールあるうちの30ヘクタールを草地改良していくと、令和5年度に改良を始めても6年度にかかるかどうか。植栽がいけないと、その残りの30ヘクタールで綿羊を飼うようになると、高丘からどこか移動してしまうのかどうか。

- ・アクセス道路の説明で、どこが所管して道路を造ることになるのか。

- ・道路の位置づけとしては、林道になるのか。

- ・この道路は、自動車が走れるのか。

- ・今回、設置する道路は基準が全くない道路でありながら、一般車両が入れる。町として危険な工事になるので、考え方を変えたほうがいいと思う。

- ・入口にはしっかりしたゲートをつけて、逆に一般車両が入れないようにしたほうがいいということになるが、そうするとウッドデッキの設置の目的に反してくるので矛盾が発生することの整理をどうするのか。

- ・入口のゲートの管理は、どこがするのか。指定管理者が管理するとなるとその道路を使うことに関する取り決めをどのようにするか、そのへんを整理しないといけない。

- ・展望台に関しては、指定管理の範囲内に現在は入っていると思うので、この部分は切り離して町が管理したほうがいいと思うがどうなのか。

②新型コロナウイルス及び原材料等の価格高騰に伴う、町内経済への影響調査

- ・コロナ対策の臨時交付金に対しては、国の交付金をもらってやるというようなことはあったのか。道の交付金については、どのようになるのか。

- ・令和2年度、3年度に対して検討するという答弁だったが、それは入っていないのかどうか。

- ・支援については、ここで今回やるということで、令和2年、3年でよろしいか。

- ・今回の資料の作り方が、令和4年度以降になっているので、実施済み・実施中の事業に関しても、それ以前のことが記載されていないので、もう少し燃料高騰とかに関する資料として出していただければわかりやすかったと思う。

報告第3号

委員会調査報告について

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和4年12月13日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和4年12月5日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 下司 義之

委員会調査報告書

令和4年第3回定例会において付託された調査事件について、去る10月17日、11月21日、12月5日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

令和4年10月17日、11月21日、12月5日

2 調査事件（所管事項）

令和4年10月17日

（事務調査）

- ① 申入書（第1号、第2号）に関する回答について
- ② 解体予定施設、駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法に関する申入書について

令和4年11月21日

（事務調査）

- ① 解体予定施設、駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法に関する申入書提出について

令和4年12月5日

（事務調査）

- ① 申入書（第3号）に関する回答について

4 主な説明内容



令和4年9月30日

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長

下 司 義 之 様

厚真町長 宮坂 尚市朗



新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第1号）に対する回答

令和4年6月10日付で貴委員会から提出があった申入書に対し、次のとおり回答いたします。

記

【申入事項】

「消防庁舎敷地については、十分な広さを確保できる場所とすること。」

【回答】

消防庁舎の建設地については、胆振東部消防組合における協議・検討の結果、基本計画の素案にあるとおり、道道10号線千歳鷗川線の沿道、厚真大橋隣接地となりました。

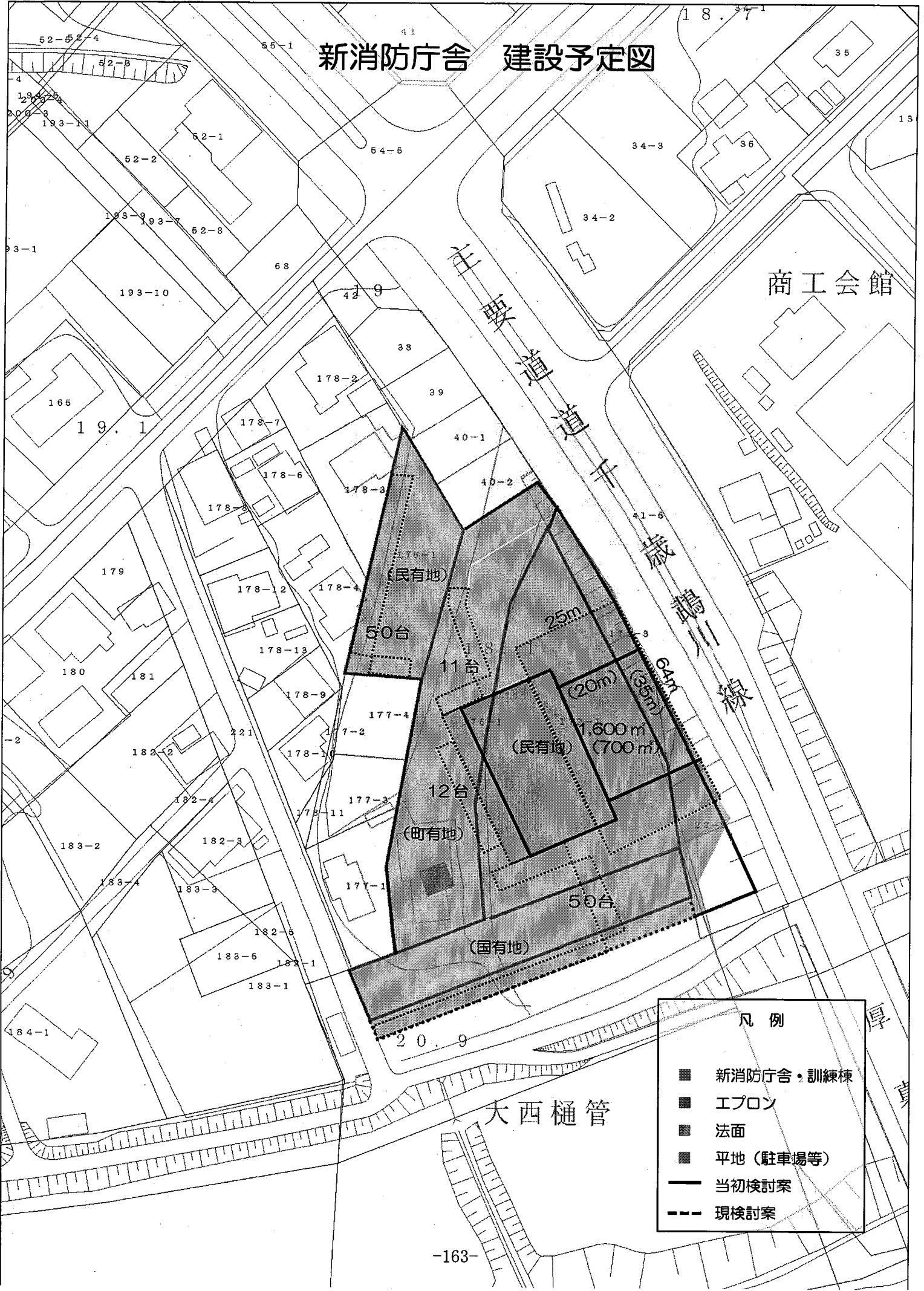
整備にあたっては、建物スペースはもちろんのこと、消防車両、消防職員や消防団員の駐車スペースを確保するため、民有地に加え国有地の取得も検討しながら、十分な敷地を確保します。

現在、建設地の測量調査を進めているところですが、面積等については、下記のとおり検討しています。

項目	R4.5.27 特別委員会資料	現検討案
エプロン 面積	700 m ² ※幅：35m	1,600 m ² ※幅：64m
道路への 接続距離	20m ※0～4%勾配	25m ※0～4%勾配
駐車場	—	76 台
用地	一部購入 ※3,400 m ² 購入 (計 6,800 m ²)	一部購入 ※3,600 m ² 購入 (計 7,000 m ²)

以上

新消防庁舎 建設予定図



凡 例

- 新消防庁舎・訓練棟
- エプロン
- 法面
- 平地（駐車場等）
- 当初検討案
- 現検討案

令和4年9月30日



新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長

下 司 義 之 様

厚真町長 宮坂 尚市郎



新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第2号）に対する回答

令和4年8月25日付で貴委員会から提出があった申入書に対し、次のとおり回答いたします。

記

- ①「新庁舎に別団体を入れる場合の協議が足りなく、十分な協議が必要である。」

【回答】 商工会が入る計画案となった経緯として、庁舎周辺エリア全体の有効活用を検討するにあたって、町から移転の可否について協議をしたところ、商工会として新役場庁舎に入る計画案について会員の意向調査が実施されたため、現在の計画案に反映されたものです。

商工会は特に公共性が高い団体であるため、新庁舎に入居すること事態は問題がありません。昨今は毎年、町内消費活性商品券事業が実施されており、町と商工会が緊密に連携する機会も増加していることから、町民の利便性向上を図るためにも、商工会の執務スペースを新庁舎に置くことは有用であると考えます。入居が可能かどうかについては、限られた建築面積の中ではありますが、基本設計等の仕様書作成までに十分検討してまいります。ただし、庁舎内の便益供与等のサービス提供や観光協会等の公共性の高いものに限られてくるのではないかと考えます。

- ②「天体望遠鏡については、貴重なものであり、残すことを検討すべきである。」

【回答】 天体観望を通じて、町民の方々の文化的な豊かさの向上を図るということを念頭に検討いたしましたが、遠方又は小さく暗い星も観測できる大型高倍率の天体望遠鏡には、天体に関する豊富な知識等が必要であり、見たい星を視界の中へ導き入れる操作が難しく技術を伴います。そのため大型天体望遠鏡の性能を十分に発揮させられる技術を持った人材の確保が困難で、現状、小型天体望遠鏡と同程度の低倍率で大型天体望遠鏡を使用する天体観望会しか行うことができません。また、多くの方に参加いただいたとしても、一人ずつ順番に見ていただくため、参加者が多くなるほど待ち時間が長くなったり、一人の方が見られる時間が短くなってしまいます。これらのようなことから、天体観望を今以上に充実した有意義なものとするには限界があるところです。

一方、新庁舎周辺等整備とともに、デジタル技術を活用した最新の天体望遠鏡を導入した場合、様々な場所へ持ち運び天体観望を行い、複数の方々が順番待ちなしに同時に見ることができ、星の名前等が自動的に分かり、見たい星を視界の中へ自動的に導き入れるなど多くのメリットがあり、多くの方々に参加いただいた場合でも、より充実した有意義な天体観望を行うことができるようになると考えております。

大型天体望遠鏡を残すには以前にお示しした費用を要しますが、以上のようなことから大型天体望遠鏡を残す費用対効果は低く、デジタル技術を活用した最新の天体望遠鏡を用いるほうが、町民の方々にとって、より充実した有意義な天体観望会を行うことができると考えられるため、大型天体望遠鏡の廃止はやむを得ないものと考えております。

- ③「議事堂の面積については、議員席及び執行部席の拡幅、また、傍聴席の十分な面積を確保すべきである。」

【回答】 現議事堂については、特に傍聴席及び執行部席が狭隘であると認識しています。今後の感染症対策も鑑み、新庁舎における議事堂の面積については、議員席及び執行部席はもちろんのこと、傍聴席等も含め全体的に十分なスペースを確保します。

また、議員控室や議会事務局室等の関連諸室についても、円滑で効率的な議会活動に配慮して配置します。

議会機能は、全体的にゆとりを持った構造とし、町民が足を運びやすい空間とします。

④「議会議事堂については、議事堂としての設計をすべきである。」

【回答】 議事堂については、基本構想・基本計画（素案）において、「議場に設置する机・椅子・演台等は可動式のものとし、議会で使用しない時には、会議等で活用することを想定します。」と記述していますが、実運用上は常態的に会議室として利用するものではなく、要人が来庁するような厳粛・厳格な会議等で活用することを想定しています。

一方で、新庁舎の想定面積は、将来の更なる職員数の減少やデジタル技術の進歩等を考慮し、約2,900㎡程度としており、可能な限りコンパクトな庁舎となるよう規模低減が求められます。このため、議会機能や議会活動を妨げない範囲での議会施設の多目的利用についても検討する必要があると考えています。今後、町民の声を聞き取りながら、基本構想・基本計画の修正作業のなかで議論を深めるとともに、基本設計において詳細に設計を行います。

以上

令和4年11月21日

厚真町町長 宮坂 尚市朗 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 下 司 義之



新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第3号）

令和3年第2回定例会において設置された当委員会において、令和4年10月17日開催の委員会における決定事項を、執行部に対して申入書を提出する。

記

1 特別委員会の設置

- ① 設置年月日 令和3年6月9日
- ② 構成 10人（議長を除く全議員）
- ③ 正副委員長 委員長 下司 義之 副委員長 高田 芳和

2 調査事件（所管事項）

- ① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画
（解体予定施設、駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法）

3 委員会開催状況

令和3年6月9日より計15回の開催

4 申入事項

- ①認定こども園の出入り口前の道路は、対面通行でなくて、一方通行とすることを検討すること。
- ②総合福祉センター及び総合ケアセンター「ゆくり」前広場を全て駐車場とすることを検討すること。
- ③総合福祉センターについては、増改築せずに、現状のままとすることを検討すること。
- ④青少年センター及び児童会館は、解体せずに、現状のままとすることを検討すること。

令和4年12月2日

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長

下 司 義 之 様

厚真町長 宮坂 尚市朗

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第3号）に対する回答

令和4年11月21日付で貴委員会から提出があった申入書に対し、次のとおり回答いたします。

記

- ①「認定こども園の出入り口前の道路は、対面通行でなくて、一方通行とすることを検討すること。」

【回答】 認定こども園へのアプローチについては、現状においても、園児の飛び出し等の危険性があることは町民から指摘されているところであり、今後の再整備においては、園児の安全性を最大限確保するため、一方通行とすることを検討し、園児を安全かつ円滑に送迎できる動線を目指します。

- ②「総合福祉センター及び総合ケアセンター「ゆくり」前広場をすべて駐車場とすることを検討すること。」

【回答】 総合福祉センター及び総合ケアセンター「ゆくり」へのアクセス利便性を維持するため、現状の駐車場及び車路を確保するとともに総合福祉センターの隣接部に駐車場を確保します。

素案で示すように、北海道胆振東部地震の復興途上の中、これからも厚真で「暮らし続けたい」と思えるまちを形成するとともに、町外からも厚真に「暮らしたい・行ってみたい」と思えるまちを形成していくことが必要です。そのためには様々な都市機能が連携・融合することによって、町内外の人々の多様な交流を生み、居心地

がよく、厚真の未来を担う子どもたちの笑顔にあふれた「ひろば」のような「まちのコア」を創出していくことが重要と考えています。その核となるのが、総合福祉センター及び総合ケアセンター「ゆくり」前の緑地広場です。新たに整備する文化交流施設や新役場庁舎と合わせて、各施設と広場が連動した活用によって基本理念の実現を目指します。

- ③「総合福祉センターについては、増改築せずに、現状のままとすることを検討すること。」

【回答】 総合福祉センターの大集会室（ホール機能）に関しては、客席や舞台の在り方について、町民ワークショップや活動団体から改善の希望の声を多くいただいています。

町としても、文化芸術活動等を通じた町民活動の活発化と交流人口の拡大のため、大集会室における舞台機能及び観覧席の機能強化に向けた増改築も含めて、文化団体等を中心に町民意向を踏まえながら、施設整備拡充の内容を引き続き検討します。

- ④「青少年センター及び児童会館は、解体せずに、現状のままとすることを検討すること。」

【回答】 青少年センターは築40年以上経過し、児童会館は築50年以上と耐用年数を経過し、両施設ともに老朽化が進んでいます。

どちらの施設も、旧耐震基準で整備されており、今後において活用する際は耐震改修や内装更新工事等が必要となります。

近年、国は地方公共団体に対して、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって統廃合を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設の最適な配置を実現することが至上命題となっています。

青少年センターは平成3年に増築（町民ギャラリー）、児童会館は平成14年に増築していますが、それぞれ老朽化する施設と一体であり、既存施設を活用したままでは、町民ワークショップ等を踏まえた施設複合化による活動の活性化や、効果的な土地利用には限

界があると考え、解体による機能集約化が妥当であると考えています。

なお、別添資料の「文化交流施設・(仮称) アイヌ歴史文化センター財源比較表」において、【Aパターン】既存施設を解体し文化交流施設・(仮称) アイヌ歴史文化センターを建替えた場合と、【Bパターン】既存施設を耐用年数経過後に同規模で建て替える場合を比較すると、【Aパターン】の方が補助金や地方債を効果的に活用することにより、一般財源を抑制することができると想定しており、町の財政負担の抑制を図ることができると考えています。

以上のことから、青少年センター及び児童会館については、解体を検討し、庁舎周辺エリアとして一体的な施設整備を行い、町内外問わず多くの方々が「利用しやすい・居心地がいい・何度でも足を運びたい」と思えるような機能の集約化を目指します。

以 上

令和4年12月5日

厚真町町長 宮坂 尚市朗 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 下 司 義之



新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第4号）

令和3年第2回定例会において設置された当委員会において、令和4年12月5日開催の委員会における決定事項を、執行部に対して申入書を提出する。

記

1 特別委員会の設置

- ① 設置年月日 令和3年6月9日
- ② 構成 10人（議長を除く全議員）
- ③ 正副委員長 委員長 下司 義之 副委員長 高田 芳和

2 調査事件（所管事項）

- ① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画
新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会申入書（第3号）に対す回答について

3 委員会開催状況

令和3年6月9日より計16回の開催

4 申入事項

申入書（第3号）に対する回答に対し、委員会としては内容を概ね了解した。
基本構想・基本計画にもとづいて事業を推進されたい。

4 主な質疑・意見

令和4年10月17日

① 申入書(第1号、第2号)について

- ・胆振東部消防組合の中で、鷗川支署の消防庁舎が新庁舎で移転・建設されたが、その面積が7,590平米と聞いている。厚真支署と本部との両方の機能で、この面積でいいのかどうか。前側エプロンというのは、広ければ広いほどこれに越したことがないというふうに私は思っているが、そのへんをお聞きしたい。
- ・申入書のことで、前回商工会会員にまだ庁舎が建つか建たないかといった時に、もう文書が流れてきていたが、アンケートは取っているのか。
- ・商工会の家賃は払わなくてもいいのか、どういうふうに考えているのか。
- ・あくまでも商工会として負担がかかるという意味でいいのか。
- ・他にまだ入りたいというところから、申し込みがあればこれから考えるということではよろしいのか。
- ・何人か入りたいという人が出てくれば、コンパクトではなく大きくなるということが想像できるが、コンパクトという言葉はいらなくなるのではないか。
- ・商工会以外の公募はきちんとする。コンパクトの問題も出たが、まちづくりでこういうところにポイントがあるので、そういう姿勢が非常に大事ではないかと思っているがどうか。
- ・議論の中でルールを作り公募も特に全部の公募でなくても、まちづくりの戦略を考えて進めて、そういうようなことをきちんとしてほしい。
- ・もし解体して入るなら入るで、何かしらこういう経緯として話をするのはいいけれども、そこはもう少し慎重に進めて、業者を選ぶのもいろいろな面を憶測で言われるので、その点を心に留めていただきたい。
- ・現商工会の中には、建設協会も入っているので、別に事務所を持たなければいけないということになると、その補償関係はどうなっていくのか。
- ・町側の要望に基づいて、今の商工会の建物を取り壊すということになるから、移転補償は発生しないのか。
- ・この現庁舎が取り壊されることになると、敷地的にその分の面積が確保されたとしたら現状そこを白紙に戻して、手をつけないという方法もなきにしもあらずだと思うがどうか。
- ・当初の庁舎周辺エリアの全体の有効性というものが、駐車場を拡張するというようなことで、この庁舎を取り壊して道路は入けれども駐車場の面積は確保できるし、創作館についても取り壊していくので、職員駐車場でも活用できると思う。補償等が絡むとすれば、補助事業外の支出になるので、その部分は再考するような考え方を強調して入れてほしい。
- ・天体望遠鏡は貴重もので引き続き、この貴重なものを生かしていく、そして、これを大事に続けていけないものか、予算がかかることは分かっているがどういうふうにしていくかというのは、大事なところではないかなと思うがどうなのか。

・今後かかっていくお金の側面でいくと、確かにやめたほうがいいということはわかるが、維持して最初の思いみたいなものが継続されていくように何かできないのか。検討したというが、どのようなかたちの検討がされているのか。

・天体望遠鏡は、アナログの機材であるが子どもたちの学習能力を伸ばすという意味で使い方によって大いに活用できるし、今の教育委員会、町民ギャラリーの耐用年数も残っているので、結果的に子どもたちのためにということで、ここで壊すのが正解かどうか再度十分に検討していただきたい。

・天体望遠鏡を郷土資料館に飾るという考え方、どこかで活用していきたいという考え方はないのかお聞きしたい。

・天体望遠鏡のレプリカの展示では駄目で、本当にそのものを通して感動させるような意気込みの教育を教育関係の職員は持っていないと、学校現場では必要ないと言われたけれども、説得とか話し合いだとか大事になっていきっているのではないかな。聞いていて寂しいというか残念だなという思いがある。

・天体望遠鏡を残すことによって、青少年センターを残さなくてはいけないという考えのほうが強いような気がするので、その検討というのはどのようにしてきたのか。

・天体望遠鏡については貴重なものであり残すことを再検討していけないか。

・厚真町にはかなりの蔵冊があるので、本当にどの規模まで必要なのか人口に比例したようなかたちも含めた中で、今の青少年センター、町民ギャラリーを残すということを再検討願いたい。

②解体予定施設、駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法に関する申入書について（委員会協議）

令和4年11月21日

① 解体予定施設、駐車場・駐輪場、既存施設の改修計画、事業スケジュール、事業費と財源内訳、事業手法に関する申入書提出について（委員会協議）

令和4年12月5日

① 申入書（第3号）に関する回答について

・質疑なし

報告第4号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和4年12月13日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和4年11月24日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和4年度8月分・9月分・10月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。